

平成23年度「福祉の仕事体験研修事業」実施要綱

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会

1 目的

福祉施設等に就職を希望する者が、福祉の仕事体験研修（以下、「研修」という）を通して福祉施設の業務内容や自分の適性を把握するとともに福祉職への理解を深め、研修先をはじめとする福祉施設等への就職を促進する。

2 対象

(1) 求職者

福祉人材センター（以下、「人材センター」という）に登録している求職者で福祉施設・事業所等（以下、「事業所」という）に就労を希望している者。

(2) 研修先

人材センターに事業所登録を行っている、あっせん対象の事業所。（訪問介護事業所を除く）

3 実施期間

実施期間は、平成24年3月末までとする。

4 研修日数・時間

研修日数は原則として2日間～5日間以内とする。なお、1日の研修時間は8時間以内とし、夜勤・宿直は行わない。

5 実施の流れ

(1) 研修を希望する求職者は、人材センターに申し込む。

別紙1（申込書）

(2) 人材センターは研修希望があった事業所に対して承諾書の提出を求め、日程の調整を行う。

検便検査が必要な場合は、承諾書の所定欄に記入をする。検便検査を行わないことによる責任は各事業所に対応することとする。

別紙2（承諾書）

(3) 人材センターは検便検査の結果確認後、ボランティア保険の加入手続きを行い、研修決定通知文を発行する。

別紙3（通知）事業所あて

別紙4（通知）求職者あて

(4) 研修を実施する。

(5) 求職者は研修終了後、人材センターに報告書と体験記録を提出する。

別紙5（報告書）**別紙9**（体験記録）

(6) 事業所は研修終了後、人材センターに事業終了報告書、体験経過報告書と研修指導費の請求書を提出する。

別紙6（事業終了報告書）**別紙7**（請求書）**別紙8**（体験経過報告書）

(7) 人材センターは研修修了者が採用試験を受ける場合は、紹介状を発行する。

(8) 事業所は採否通知書により結果を人材センターに報告する。

6 経 費

本研修における経費の負担者を以下のとおりとする。

- (1) 人材センターは、体験者が研修全日程を終了後、事業所に対し、研修指導費として1人1日につき5,000円を日数分支払う。
事業所及び求職者の都合により、全日程を終了しない場合は、研修実施日数に応じた指導費を支払う。
- (2) 事業所は、求職者に対して報酬を支給しないものとする。
ただし、食事等の提供については、施設・事業所の事情によるものとする。
- (3) 求職者は、原則として研修中の交通費、食事代、検便費用（研修先事業所が検査を求めた場合）等実費を負担する。

7 保険の加入

人材センターは求職者の不測の事態に備えて、傷害保険（ボランティア行事用保険）の加入手続きを行い、経費を負担する。

8 利用の制限

求職者は、この体験研修を同一年度内に2回まで利用できるものとする。

9 個人情報の保護

人材センター及び福祉事業所等は、求職者の個人情報について適切な管理を行い、個人情報を保護する。研修終了後についても同様とする。

10 研修の中止

求職者及び事業所は、研修期間途中やむを得ず中止する場合は人材センターに届け出なければならない。